

監査公表第6号

監査結果に基づく措置について

令和2年3月25日付監査報告第17号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和2年10月13日

大牟田市監査委員 中原修作
同 松尾哲也

保 総 第 3 2 9 号
令和 2 年 10 月 12 日

大牟田市監査委員 中原 修 作 殿
同 松 尾 哲 也 殿

大牟田市長 関 好 孝
(保健福祉部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 2 年 3 月 2 5 日付、監査報告第 1 7 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(保健福祉部)

- 1 物品の管理 福祉課(旧福祉課所管分)
- パソコンが事業所やボランティア団体等に何の手続きもなく貸し付けられている。また、労働福祉会館の会議用机が社会福祉協議会に何の手続きもなく貸し付けられている。貸付けを行う際は、大牟田市物品会計規則第 66 条に規定する手続きをとられたい。

介護保険特別会計(介護保険事業勘定)

(保健福祉部)

- 1 成年後見制度支援事業費 (福祉課)
- 大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 6 条では、市長が負担した審判請求費用について、本人又は親族等が負担すべきであると判断したときは、審判請求費用の求償権を得るため家庭裁判所に上申すると規定されているが、求償を行う判断基準が作成されていなかった。また、審判請求の起案文書にも、判断の有無を含め、どのような判断をしたのかが何も記載されていなかった。
- 求償を行うに当たっての基本原則となる判断基準を作成し、適正な事

務処理を行われたい。

【措置の状況】

一般会計

（保健福祉部）

1 物品の管理 福祉課（旧福祉課所管分）

事業所等に貸し付けているパソコン及び社会福祉協議会に貸し付けている労働福祉会館の会議用机については、いずれも相手方から借用書を提出してもらい、令和2年4月1日付で大牟田市物品会計規則第66条に基づく、貸付けに関する事務処理を行いました。

また、使用していないパソコンがありましたが、今後も使用の予定がなかったことから、専門業者に委託し廃棄処分を行いました。

今後は、物品の管理について、大牟田市物品会計規則に基づき、適正な管理に努めてまいります。

介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

（保健福祉部）

1 成年後見制度支援事業費 （福祉課）

別紙「大牟田市成年後見制度利用支援事業における審判請求費用の負担の考え方」を策定し、令和2年6月1日より運用を開始しました。

また、大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条について、この運用に基づき令和2年9月1日付で改定を行いました。

(別紙)

大牟田市成年後見制度利用支援事業における審判請求費用の負担の考え方

令和2年6月1日

審判請求費用については、原則市長が負担するものである（大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第5条）が、本人又は親族等が負担すべきであると判断したときは、家庭裁判所に上申するもの（要綱第6条）となっている。

第6条における本人又は親族等が負担すべきと判断する基準については、本人又は世帯員が市民税課税である場合とする。

ただし、やむを得ぬ事情があり、実質的に非課税世帯と同等の収入や資産であると認められる場合は、その限りではない。

【参考：大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱】

（審判請求費用の負担）

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第6条 市長は、審判請求費用について、本人又は親族等が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による負担について家庭裁判所に上申するものとする。